3　投与後の患者の管理

(1)　希釈液の投与終了後、患者の創部を消毒し、滅菌ガーゼで覆う。患者は、ウイルス漏出に留意して、治療室から個室に移送する。

(2)　患者は、希釈液の投与終了後24時間まで、個室内で管理する。ただし、胸腔内カテーテルチューブを留置された患者は、カテーテルチューブ抜去後24時間まで、個室内で管理する。

(3)　検査等の理由で患者が一時的に個室から外に出る場合は、排泄等によるウイルス排出を最小限に留める。

4　感染性廃棄物等の処理

(1)　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3原液及び希釈液は、ウイルスを不活化処理を行った後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき医療施設で定められている医療廃棄物の管理に係る規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。

(2)　2及び3で希釈液の投与等の際に用いた注射針、注射器、カテーテルチューブ等の器具並びに布及びガーゼ類は、ウイルスを不活化処理を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。

(3)　患者への希釈液の投与後、治療室の床を消毒する。

(4)　個室における管理中の患者の排泄物等（血液、体液、尿、糞便等をいう。以下同じ。）は、必要に応じて検査を行い、ウイルスを不活化処理を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。

(5)　個室における管理中の患者に対して侵襲的に使用した器具等及び患者の排泄物等に接触した器具等は、ウイルスを不活化処理を行った後、使い捨てとするものにあっては医療廃棄物管理規程に従い廃棄し、再利用するものにあっては十分洗浄する。

(6)　患者の個室管理の終了後、個室の床を消毒する。

(7)　(2)、(4)及び(5)の検査及びウイルスを不活化処理を治療室又は個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(8)　排泄物等が治療室又は個室の床に落下した場合は、床の落下した部分を消毒する。

○農林水産省告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字若宮口三九二八、三九二九の一、三九三一の一、三九三三の一（次の図に示す部分に限る。）、三九三三の二、三九三九、三九四〇、三九五一、四〇二〇の一、四〇二一の一、字若宮日向三九四二の二、三九四五、三九四七の一、三九五二のイ、三九五二のロ、三九六一、字姥ヶ懐三九四三の一、三九四四の一、三九四九、三九五〇の一、字若宮道下三九四七の二、三九四七の口、字若宮出ノ水無三九五三、三九五四、字出の水なし三九五五、三九五六、三九五七の一、三九五七の二、三九五八の一、三九五八の二、三九六二、三九六四から三九六七まで、三九六八のイ、三九六八のロ、三九六九、字若宮香ノ田三九七〇から三九七二まで、三九七三の一、三九七四のイ、三九七五、字若宮香ノ澤三九七三のロ、三九七四の一、三九七四の口、字香の田三九七六の一、三九七六のイ、三九七七の一、三九七七のイ、三九七八から三九八〇まで、三九八一の一、三九八一の二、三九八二の二、三九八三の一、三九八三の二、三九八四、三九八七の一、三九八九、三九九〇、三九九二、字香の沢三九九一、三九九三のイ、三九九三のロ、三九九四、三九九五、字若宮鰤久保三九九六、三九九七、三九九九、四〇〇三、四〇〇四、四〇〇五の二、四〇〇五のイ、四〇〇五のロ、四〇〇五の八、四〇〇六のイ、四〇〇六のロ、四〇〇七から四〇〇九まで、字船久保三九九八、字若宮小井戸四〇一〇、四〇一三のイ、四〇一三のロ、四〇一四のイ、四〇一四のロ、字若宮日影四〇一七の一、四〇一八、四〇二二のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするときなでぎゃな立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字内山二〇二七の一から二〇二七の五まで、二〇二七の一四から二〇二七の二二まで、二〇二七の二四から二〇二七の二八まで、二〇二七の三二、二〇二七の八七・二〇二七の八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二七の八九から二〇二七の九九まで、二〇二七の一〇八、二〇二七の一一二、二〇二七の一一五、字小沢二〇六六の一、二〇六六の二、二〇六六の四、二〇六七の一から二〇六七の六まで、二〇六八の一、二〇六八の四、二〇六八の五、二〇六九、二〇七一の一、二〇七一の二、字小林二一六二の四、二一六四から二一七一まで、二一七二の一、二一八〇の一、二一八一の一、二一八一の二、二一八三、二一八四、二一八五の一、二一八六の二、二一八六から二一九〇まで、二一九一の一、二一九一の二、二一九二の一、二一九二の二、二一九四の一から二一九四の三まで、二一九五の一から二一九五の三まで、二一九六の一、二一九六の二、二一九七の一、二一九七の三、二一九七の四、二一九七のイ、二一九七のロの一、二一九七のロの二、二一九七のロの三、二一九七のロの五、二一九七の八、二一九七の一一の一、二一九七の一一の二、二一九七の一一の三、二一九七のへ、二一九七のト、二一九七のチ、二一九八、二一九九の一、二一九九の口、二二〇〇、字大林二二〇一、二二〇八、二二〇九、二二一一の一から二二一一の五まで、二二一一から二二一一九まで、二二一二〇のイ、二二一二〇のロ、二二一二一から二二一二五まで、二二一二六の一、二二一二七のイ、二二一二七のロ、二二一二八、二二一二九、二二一三〇の一、二二一三〇のイ、二二一三一から二二一三五まで、二二一三六の一から二二一三六の五まで、二二一三六のイの三、二二一三六のイの四、二二一三六のイの五、二二一三六のイの七、二二一三六のイの八、二二一三六のイの一二、二二一三六のロ、二二一三七、二二一三八の一、二二一三八の二、二二一三九から二二四一まで、二二四二のイ、二二四二のロ、二二四二のハ、二二四二のイ、二二四四のロ、二二四五から二二四五の二、字中尾二二五三、二二五四の一、二二五四の二、二二五五、二二五六、二二五七の一、二二五八の一、二二五八の二、二二五九、二二六〇の一、二二六二の一から二二六二の三まで、二二六三、二二六四、二二六五の一、二二六六の四、二二七三、二二七四の一、二二七五、二二七七から二二七九まで、二二八〇の一、二二八〇の二、二二八一から二二八八まで、字日向畑二二八九から二二九五まで、二二九八から二四〇五まで、二四〇六の一、二四〇六の二、二四〇七から二四一二まで、二四一三のイ、二四一三のロ、二四一五から二四二四まで、二四二六、二四三〇から二四三八まで、二四三九の一、二四三九の二、二四四〇から二四四四まで、二四四八から二四五八まで、二四五九の一、二四五九の二、二四六〇から二四七五まで、二四七九の口、二四七九、字城山二六